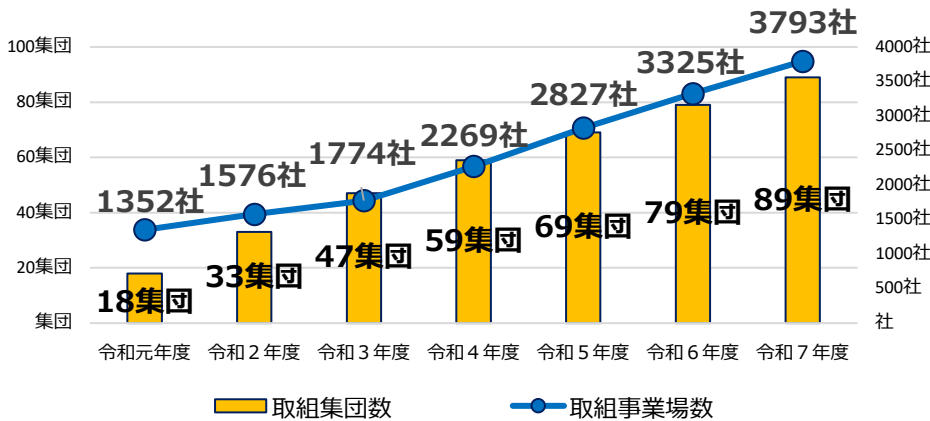


兵庫リスク低減MS運動 令和5年(2023年)から2期目に入りました!

『兵庫リスク低減MS運動』は、働く人の命を脅(おびや)かすような重篤な災害の撲滅と、万一災害が起きても休業を要しない程度の軽微な被害に抑えられる安全・安心な職場環境の実現を目指して、経営トップが安全衛生方針を表明し職場の安全衛生に積極的に関わること、P D C Aサイクルによる組織的安全衛生管理の運営を図ること、更にリスクアセスメントを継続的に実施し残されたりリスク(残留リスク)を明確かつ重点的に管理することで、「許容できないリスクがない職場づくり」につなげるための運動であります。

【MS運動取組事業場数の推移】



兵庫県内の多くの事業場がMS運動に取り組んでいます！
「許容できないリスクがない職場づくり」に取り組んでみませんか！



『兵庫リスク低減MS運動(2期)』を展開します!

兵庫MS運動(2期)

検索

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hour-ei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ms_un-dou_2.html



- ★ 経営トップは、安全衛生方針を表明しましょう！
(安全衛生方針は、職場の見やす場所に掲示し、働く人に周知しましょう)
- ★ 経営トップの安全衛生方針を表明した「年間安全衛生管理計画」を策定し、P D C Aサイクルに取り組みましょう！
- ★ 経営トップは、率先して現場に出向き、安全パトロールや職場内の総点検を実施しましょう！(職場の安全衛生に対する意識を向上させます)
- ★ 安全パトロールや職場の総点検に基づき、リスクアセスメントに取り組み、優先度に応じてリスク低減措置を講じましょう！
- ★ リスクアセスメントを繰り返し行い、残留リスク(措置をしても残るリスク)を小さくしましょう！
- ★ 経営トップは、許容できないリスク(措置をしても残るリスク)が残る作業に働く人を従事させることがないように管理しましょう！

【スローガン】

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

【主唱者の実施事項】

- ① 経営トップの安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する指導を行う。
- ② 「安全衛生表彰式」を開催する。
- ③ 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において、「MS運動（2期）」を周知する。
- ④ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹事等によるパトロールにおいて、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑤ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑥ リスクアセスメント（非正常作業を含む）は、「リスクアセスメントの実施支援システム（厚生労働省／職場のあんぜんサイト）」の作業内容等に即したマニュアルを活用し、具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。
- ⑦ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入に向けた指導を行う。
- ⑧ 製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑨ 第三次産業（社会福祉施設）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する場合を含む。）
- ⑩ 第三次産業（社会福祉施設以外）に対する集団指導、説明会等により、「MS運動（2期）」を周知する。（関係団体等と連携して実施する場合を含む。）
- ⑪ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」と併せて「MS運動（2期）」を周知する。
- ⑫ 労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年労働省告示第53号、改正令和元年厚生労働省告示第54号。以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。
- ⑬ 「MS運動（2期）」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式：協賛団体用、事業場用）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

【協賛者の実施事項】

- ① 会員等の経営トップに対し、安全衛生方針表明、P D C Aサイクル管理及び残留リスク管理の取り組みに関する支援を行う。
- ② 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動（2期）」の周知を広く展開する。
- ③ 会員等にリスクアセスメント（非正常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）
- ④ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ⑤ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成及び「P D C Aサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑥ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑦ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑧ 会員等に危険箇所見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑨ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑩ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

【事業者の具体的な取組事項】

- ① 経営トップの安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動（2期）取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動（2期）」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS又はリスクアセスメントに関する研修等を受講する。
- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ 職場の総点検の結果を踏まえ、リスクアセスメント（非正常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を確実に実施する。
- ⑦ 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクには、最優先でリスク低減措置を実施する。
- ⑧ 経営トップは、残留リスク管理のうち「許容できないリスク」が残る作業に労働者を従事させることがないか確認する。
- ⑨ SDS（安全データシート）通知対象物質を製造し、又は取り扱う業務を有する場合、所定の実施時期に化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑩ 「年間安全衛生管理計画書」を策定し、計画的に運営することにより、「P D C Aサイクル管理」を定着させる。
- ⑪ 「年間安全衛生管理計画書」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置の実施時期を盛り込み、リスクの大きさに応じたリスク低減方策を確実に実施する。
- ⑫ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑬ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間労働の抑制等）を実施する。
- ⑭ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑮ ポスター、垂れ幕等を掲示する